

## 「甲南駅を育てる会」会則

### (名称と事務所)

第1条 この会は、「甲南駅を育てる会」（以下「本会」という。）と称し、事務所を深川公民館内に置く。

### (構成)

第2条 本会は、深川区に居住する住民および深川区、区内各種団体等をもって構成する。

### (目的)

第3条 本会は、JR草津線甲南駅（以下単に「駅」という。）周辺の整備を推進し、駅の利便性、安全性を高め交通結節機能の強化を図るなどして駅を育て、もって安全で快適なまちづくりを実現していくことを目的とする。

### (活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1) 深川区および深川まちづくり委員会と連携しての駅の利便性向上に関する活動
- 2) 花いっぱい活動など駅を安全で美しくする美化活動
- 3) 駅周辺および駅前通りを活性化させる活動並びに駅前広場を含む駅周辺地区でのイベント開催などのまちづくりに関する活動
- 4) 駅および駅周辺の利便性、安全性並びに駅利用増対策にかかる調査、計画策定および関係機関等への提案、陳情に関する活動
- 5) その他啓発活動など目的達成に必要な活動

### (組織)

第5条 本会は、総会、役員会および委員会をもって構成する。

### (総会)

第6条 総会は、代議員制を導入し、別表に定める団体等から推薦又は選出された代議員をもって構成する。

- 2、総会は、年に1回会長が招集し、会長が議長となる。
- 3、総会は、次の事項を審議し、議決する。
  - 1) 活動方針に関する事
  - 2) 事業計画および収支予算に関する事
  - 3) 事業報告および収支決算に関する事
  - 4) 役員を選任に関する事
  - 5) 会則に関する事

6) その他会務運営上重要な事項

- 4、会長は、必要があると判断した場合、又は会員の要求があった場合、臨時に総会を開催することが出来る。
- 5、総会の開催は、委任状を含めた代議員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数で決議する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代議員の任期)

第7条 代議員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第8条 役員会は、第10条に規定する役員（監事は除く。）をもって構成する。

- 2、役員会は、会長が必要と認めたとき、随時開催し、議長は会長がこれに当たる。
- 3、役員会は、委任状を含めた役員会構成員の過半数の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4、役員会は、次の事項について議決する。
  - 1) 総会に付議すべき事項
  - 2) 事業の実施運営の基本的事項
  - 3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(委員会)

第9条 本会の事業を推進するため、役員会の議決を得て委員会を置くことが出来る。

- 2、委員会は、委員長、副委員長および委員で構成する。
- 3、委員会について必要な事項は、役員会の議決を得て別に定める。

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 会計 1名
- 4) 理事 若干名
- 5) 監事 2名

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、会計は、本会の会計事務を担当する。
- 4、理事は、会長および副会長を補佐し、会務の運営に当たる。

5、監事は、本会の会計を監査し、総会にこれを報告する。

(役員を選出)

第12条 会長、副会長、会計および監事は、総会において代議員の互選で選出する。

2、理事は、代議員から会長が指名し、総会で承認する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。役員の中で欠員が生じたときには、補欠役員の補充を行うことができる。ただし、前任者の残任期間とする。

2、役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(参与)

第14条 本会に、参与を置くことができる。

2、参与は、会長が役員会の同意を得てこれを委嘱する。

3、参与は、第3条の目的を達成させるため助言等を行うものとする。

(会計)

第15条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2、本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(予算および決算)

第16条 本会の収支予算は、会計年度内における全ての収入および支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

2、収支決算は、毎会計年度終了後3月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

(情報の共有)

第17条 本会は、第2条に規定する本会の構成員(以下「構成員」という。)に対して本会の運営に関する情報を積極的に提供するとともに、構成員の意向の把握など情報収集を図り、構成員との情報共有に努めるものとする。

2、本会は、会計書類その他の書類を厳重に保管し、構成員から求めがあったときは、これを公開するものとする。

(補則)

第18条 この会則の施行に関し必要な事項は、役員会の承認を得て会長が定める。

附 則

- 1、この会則は、令和3年1月16日から施行する。
- 2、本会設立当初の代議員は、第6条の規定にかかわらず附則別表（第6条関係）とし、任期は令和3年度の総会までとする。
- 3、本会設立当初の役員の任期は、第13条の規定にかかわらず令和3年度の総会までとする。
- 4、本会設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から令和3年3月31日までとする。

別表（第6条関係）

団 体 名	定 数	団 体 名	定 数
深 川 区	6	深川まちづくり委員会	7
深川悠ゆうクラブ	2	甲南駅周辺整備対策委員会	2
日本赤十字奉仕団深川班	2	民生児童委員	1
深川子ども会	2	公 募	3
更生保護女性会深川班	2		
深川農事改良組合	2		
深川健康推進員	1		30名

附則2項 別表（第6条関係）

団 体 名	定 数	団 体 名	定 数
深 川 区	3	深川まちづくり委員会	7
深川悠ゆうクラブ	1	甲南駅周辺整備対策委員会	2
日本赤十字奉仕団深川班	1		
深川子ども会	1		
更生保護女性会深川班	1		
深川農事改良組合	1		
深川健康推進員	1		18名